

中芸広域連合 障がい者計画

令和6年度から令和11年度

令和6年3月
高知県中芸広域連合

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景（障がい者施策の動向）及び目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の理念	3
4 計画策定にあたっての基本的な視点	3
(1) 一人ひとりのライフステージや障がい特性に応じた施策の展開	
(2) 地域の中での多様な生き方を重視した支援体制の整備	
(3) 自分らしい自立に向けた生きがいづくり	
(4) 安心して、安全に暮らせるまちづくり	
5 計画の期間	4

第2章 中芸地域における障がいのある人を取り巻く状況

1 人口の推移	5
2 障がいのある人の状況	6
(1) 身体障がい者（児）の状況	
(2) 知的障がい者（児）の状況	
(3) 精神障がい者の状況	
(4) 難病患者の状況	
3 障害福祉サービス事業の状況	8
4 令和5年度の中芸地域における障がいのある人の実態調査の結果	9
(1) 聞き取り調査について	
(2) 調査結果	

第3章 施策の展開

1 ともに支えあうまちづくりの推進	20
(1) 障がい者差別解消の推進	
(2) 「地域共生社会」の実現に向けた取組	
(3) 権利擁護の推進・虐待防止	
(4) 理解と交流の促進	
2 いきいきと暮らせるまちづくりの推進	21
(1) 住民一人ひとりが力を発揮できる活動の充実	
3 安心・安全のしくみづくり	21
(1) 相談支援体制の充実	
(2) 情報の取得利用・意思疎通支援の充実	

(3) 各種制度の周知	
(4) 移動交通手段の確保と活用	
(5) 住宅の確保と環境の整備	
(6) 緊急時や災害時の体制の整備	
4 ライフステージごとの施策	23
(1) 乳幼児から就学前までの施策	
① 支援ニーズの早期把握	
② 一人ひとりの発達に応じた早期支援	
③ 関係機関との連携	
(2) 学齢期の施策	
① 一人ひとりのニーズに応じた体験の機会の確保	
② 共に学び合う教育	
③ 放課後対策の充実	
④ 学齢期からの地域活動への参加	
(3) 学校卒業後から成人期の施策	
① 適性や能力をいかした就労の場の確保	
② 社会参加・生涯学習活動の充実	
③ 地域生活支援の充実	
(4) 高齢期の施策	
① 障がい福祉制度と介護保険制度の連携	
(5) ライフステージ共通の施策	
① 支援ニーズの早期発見	
② 家族を含めたトータルな支援	

第4章 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の把握、評価	26
2 推進体制	26

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景（障がい者施策の動向）及び目的

平成12年6月に社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、平成15年4月に、これまでの措置制度から、個人が自らサービスを選択し、事業者との契約により利用する支援費制度が導入されました。

平成14年12月には新たな「障害者基本計画」が策定され、「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しながら支え合う「共生社会」の理念の下に、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しています。

また、平成16年6月に「障害者基本法」が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれるとともに、市町村における障害者基本計画の策定が義務化されたことに伴い、より一層、市町村の役割を明確にすることが求められることとなりました。

平成17年4月には「発達障害者支援法」が施行され、これまで「制度のはざま」といわれてきた、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（AD/HD）、高機能自閉症などの発達障がいについて定義され、発達障がい者の生活全般の支援を促進することになりました。

また、平成17年には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正、平成18年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定されました。

平成18年4月からは、これまでの支援費制度に代わるものとして「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から行われてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供するしくみが創設されました。

平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月に施行され、障がいのある人に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家族や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくこととなりました。

さらに、平成23年7月には障がい者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

平成24年6月には、「障害者自立支援法」の一部改正により「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月に施行され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者が障がい者福祉の対象に含まれることになりました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成28年4月から施行されています。

障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

これらの一連の法整備を経て、平成26年1月には「障害者権利条約」が批准されました。

令和元年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました。

令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。

令和3年4月には、改正社会福祉法が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域共生社会の実現に向けて、分野を超えた包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。令和4年10月の「高知家地域共生社会推進宣言」には、高知県知事と全市町村長、全社会福祉協議会会長が参画し、オール高知で地域共生社会を推進する決意を表明しました。

令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が成立し、障がいのない人が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することが求めされました。

中芸地域（奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村）では、平成18年度に構成町村それぞれが、障害者（基本）計画・障害福祉計画を一体的に作成し、その推進を図ってきました。平成21年度からは保健福祉業務を広域化し、中芸広域連合として業務を遂行しています。本計画は、これらの背景を踏まえたうえで、障がい者施策を具体化し今後の進むべき方向を示すものとして、中芸広域連合が「障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

なお、この計画の理念や基本的な視点を踏まえ、国の基本指針に則り、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込み量やその確保のための方策を定めた実施計画として「中芸広域連合障がい福祉計画・障がい児福祉計画」があります。

3 計画の理念

本計画では、前計画の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指し、以下の3点を基本理念として掲げます。

- ◎ すべての人が、その人らしく、いきいきと暮らす地域をつくる
- ◎ すべての人が、一人の人間として尊厳を保つことができる地域をつくる
- ◎ すべての人が、共に支え合う地域をつくる

4 計画策定にあたっての基本的な視点

(1) 一人ひとりのライフステージや障がい特性に応じた施策の展開

「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」という障害者基本法の理念に基づいた障がいのある人に対する理解と啓発活動、施策の展開が求められています。

障がいのある人の自立した生活を支えるためには、包括的な支援体制の構築のもと、ケアマネジメントの充実を図り、障がいのある人一人ひとりの障がい特性に応じた適切なサービスを提供できるような施策を展開していく必要があります。

(2) 地域の中での多様な生き方を重視した支援体制の整備

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の個々のニーズ及び実態に応じて、在宅にいる障がいのある人に必要となる相談支援や専門的ケア、体験の機会や場の整備及び緊急時の受け入れ対応等の地域生活支援拠点等の機能を地域の資源や機能を活用した面的整備で支えていくとともに、更なる機能の充実強化を図ることが必要です。

(3) 自分らしい自立に向けた生きがいづくり

障がいの有無にかかわらず、役割があることは、自助（セルフケア）・互助（インフォーマルなお互い様の関係）の向上につながり、自立した生活や生きがいには欠かせません。その上で、働くことは、自立した生活を支える重要な要素です。障がいの有無に関係なく、その人の適性や能力に応じた働き方を選択できるよう、取り組んでいく必要があります。

また、誰もが生きがいを持って活躍できるように、地域活動や生涯学習、余暇活動などへの社会参加活動ができるような環境を整えることが必要です。

(4) 安心して、安全に暮らせるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら地域の一員として、安心した生活を送るためには、障がいのある人の社会的障壁を明確にし、地域の中で解決に向けた体制整備をしていく事が大切です。加えて、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会の実現に向け、その必要とする情報の取得や制度等を利用しやすい環境を整えることが必要です。

また、障がいによって受ける影響やニーズの違いを考慮して、災害発生時や感染症の拡大期など非常時における安全を確保することが必要です。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 中芸地域における障がいのある人を取り巻く状況

1 人口の推移

中芸地域の人口は、減少に歯止めがかからず、人口流出が続いている。令和元年10月の構成町村の人口は、9,973人でしたが、令和5年10月の推計人口は9,180人と減少しています。また、構成町村の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、令和元年10月には44.29%でしたが、令和5年10月には46%と上昇しています。

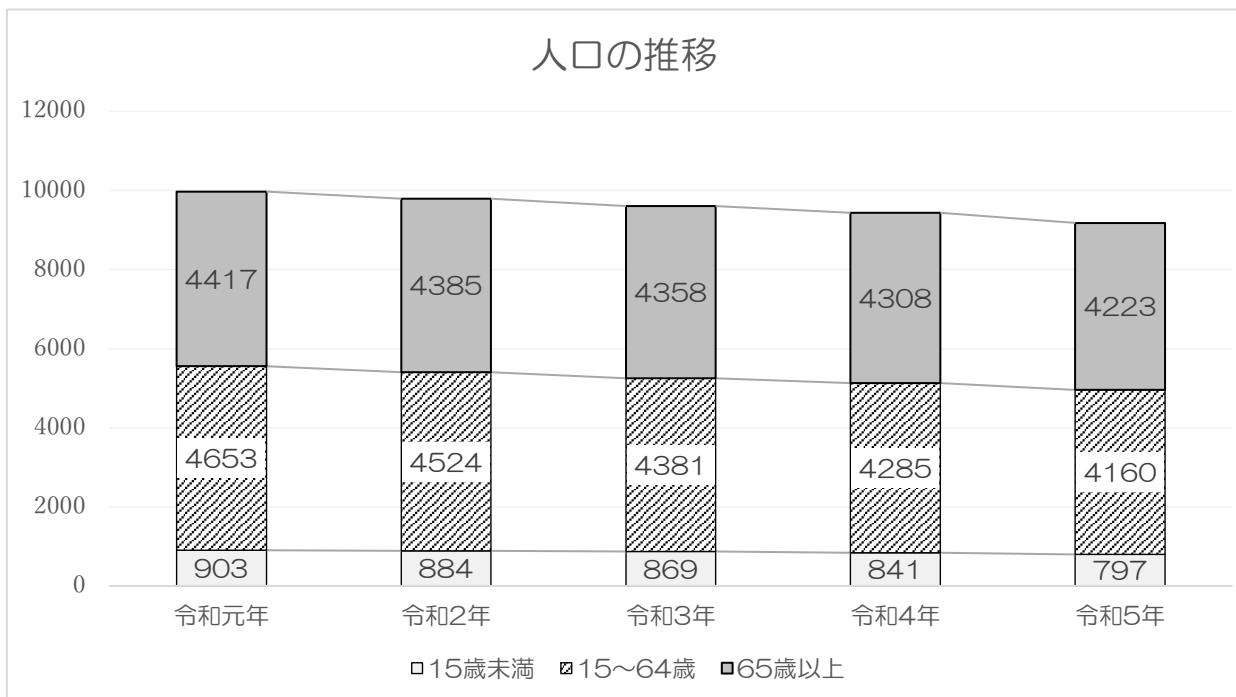
◆人口の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	9,973人	9,793人	9,608人	9,434人	9,180人
15歳未満人口	903人 (9.05%)	884人 (9.03%)	869人 (9.04%)	841人 (8.91%)	797人 (8.68%)
15歳～64歳人口	4,653人 (46.66%)	4,524人 (46.20%)	4,381人 (45.60%)	4,285人 (45.42%)	4,160人 (45.32%)
65歳以上人口	4,417人 (44.29%)	4,385人 (44.78%)	4,358人 (45.36%)	4,308人 (45.66%)	4,223人 (46.00%)

※令和2年10月は、国勢調査による人口

※令和元年は、補間補正人口(平成27年国勢調査による推計人口について、令和2年国勢調査の確報値による修正を加えたもの)

※令和3年以降は、推計人口 (高知県産業振興推進部統計分析課公表 推計人口の値)



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者（児）の状況

令和5年3月末現在、構成町村の身体障害者手帳所持者数は900人であり、総人口（9,180人）の9.8%を占めています。

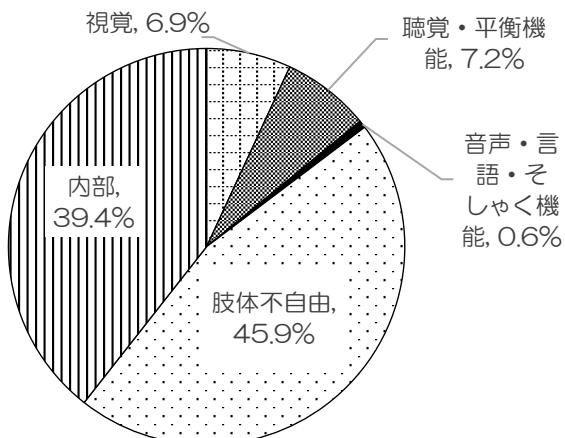
障がいの種類別で最も多いのは『肢体不自由』413人で全体の45.9%を占めています。次いで『内部障がい』39.4%、『聴覚・平衡機能障がい』7.2%、『視覚障がい』6.9%、『音声・言語・そしゃく機能障がい』0.6%の順となっています。年齢階層別では、65歳以上が82.4%を占め、18～64歳が16.8%、18歳未満が全体の0.8%となっています。

◆身体障害者手帳所持者数（令和5年3月31日現在）

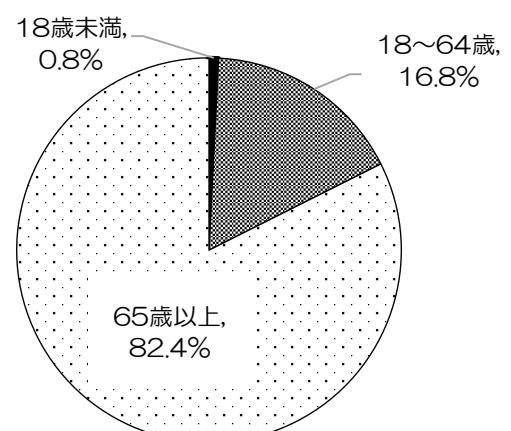
（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	18歳未満	18～64歳	65歳以上
視覚障がい	20	23	3	4	10	2	62	1	8	53
聴覚・平衡機能障がい	2	19	4	14	1	25	65	0	10	55
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	3	2	0	0	5	0	0	5
肢体不自由	64	67	92	113	54	23	413	5	83	325
内部障がい	153	1	71	130	0	0	355	1	50	304
合 計	239	110	173	263	65	50	900	7	151	742

障がい別構成比



年齢階層別構成比



(2) 知的障がい者（児）の状況

令和5年3月末現在、構成町村の療育手帳所持者数は116人であり、総人口の1.26%を占めています。このうち、18歳未満が14人、18歳から64歳が75人、65歳以上が27人となっています。

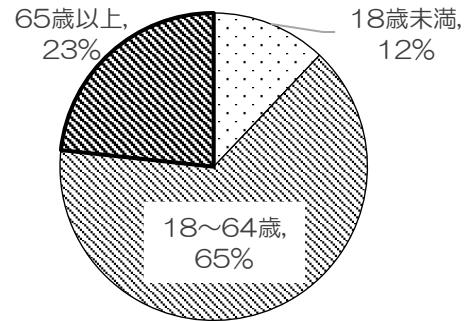
障がい別等級でみると、A（最重度・重度）が45人、B（中度・軽度）が71人となっています。

◆療育手帳所持者数（令和5年3月31日現在）

等級別	A	B	合計
人数	45人	71人	116人

注) A : A1（最重度）、A2（重度） B : B1（中度）、B2（軽度）

年齢別	18歳未満	18~64歳	65歳以上
人数	14人	75人	27人



(3) 精神障がい者の状況

令和5年3月現在、構成町村の精神保健福祉手帳所持者数は79人であり、総人口の0.86%を占めています。また、自立支援医療（精神通院医療）支給対象者は139人となっています。

◆精神保健福祉手帳所持者数（令和5年3月31日現在）

等級	1級	2級	3級	合計
人数	2人	48人	29人	79人

◆自立支援医療（精神通院医療）支給対象者（令和5年3月31日現在）

139人

(4) 難病患者の状況

◆特定医療費（指定難病）医療受給者証発行数（令和5年3月31日現在）

106人（高知県健康政策部健康対策課情報提供）

3 障害福祉サービス事業の状況 (令和5年7月現在)

(単位 事業所数：施設 利用者数：人)

	中芸地域		安芸圏域内		安芸圏域外 利用者数	サービス 未利用者数
	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数		
居宅介護	2	10	8	0	0	0
重度訪問介護	2	0	6	0	1	0
行動援護	0	0	1	0	0	0
同行援護	0	0	2	1	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	0	0	4	8	18	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	1	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	1	0	0	0
就労継続支援A型	0	0	0	0	4	0
就労継続支援B型	1	3	7	22	5	0
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
短期入所	0	0	5	2	1	7
療養介護	0	0	0	0	5	0
共同生活援助	0	0	4	2	10	0
施設入所支援	0	0	2	5	17	0
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	2	9	6	0	4	66
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	1	40	—	—	—	1
放課後等デイサービス	1	0	1	3	2	0
保育所等訪問支援	1	0	—	—	—	1
医療型児童発達支援	—	—	—	—	—	—
居宅型訪問型児童発達支援	—	—	—	—	—	—

利用者数・未利用者数は、令和5年7月実績者数

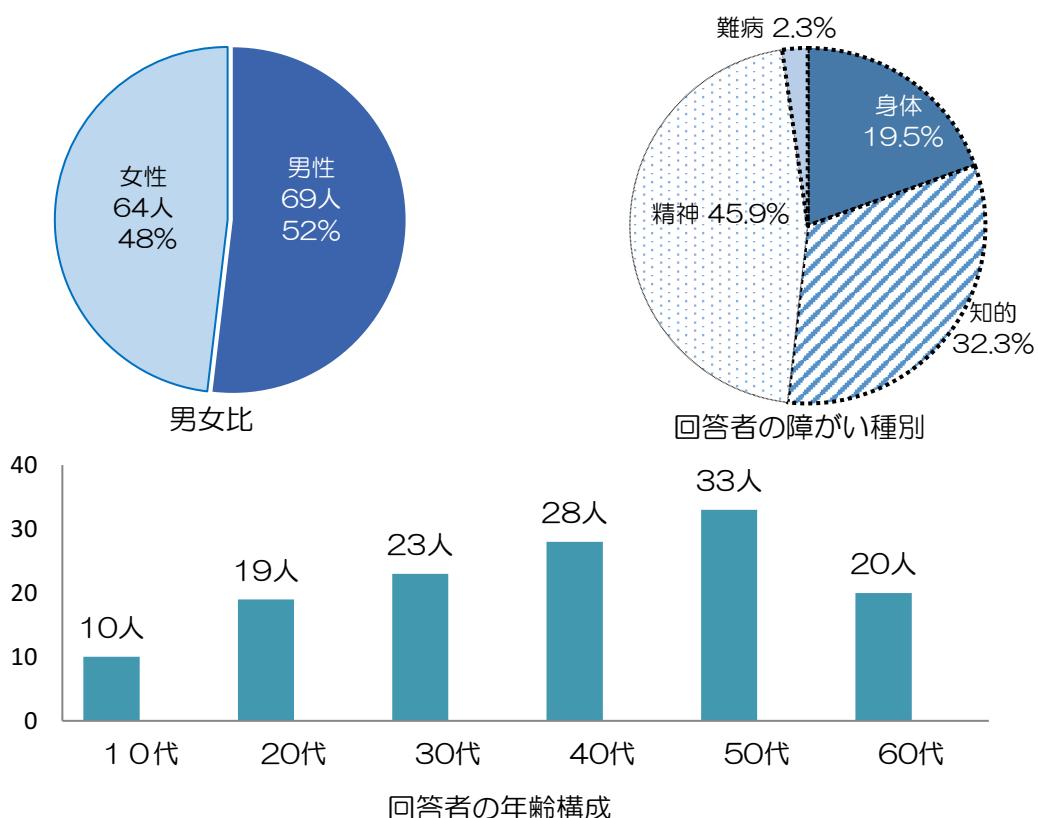
4 令和5年度中芸地域における障がいのある人の実態調査の結果

(1) 聞き取り調査について

令和5年7月から9月の期間、中芸地域で在宅生活をしている障がいのある人の現状把握のため、保健師等による訪問調査を行いました。対象は、15歳（高校1年生相当）以上64歳以下のことで、身体障害者手帳所持者30人、療育手帳所持者50人、精神保健福祉手帳所持者又は精神通院医療受給者70人、難病3人の計153人とし、期間中に調査できた人は133人でした。

(2) 調査結果

① 自身のことについて



② 収入について（複数回答）

（単位：人）

常勤	非常勤	工賃	障害年金	生活保護	その他	合計
13	25	29	74	15	27	174

（注）回答なし2人

55.6%の方が、障害年金を受給しています。また、障害年金受給者の74人の内、43人の方は、常勤・非常勤・工賃・その他の収入があります。

また、生活保護受給者の15人のうち、11人の方は、工賃や障害年金の収入があ

ります。

収入や就労に関する回答者の声

- 障害年金は未納があり受給資格がなく、経済的に困っている。
- 物価が上がってお金が足りなくなり、食費を削るしかなくて困っている。
- 人間関係のしんどさを感じている。障がい者雇用は給料が低い。
- 体調が戻れば仕事をしたいが入院を控えていて難しい。
- パワハラ認定を受ける条件が厳しく失業保険を断念した。
- 将来は一般就労したい思いがある。
- 職場で嫌なことをされたり悪口を言われ仕事が嫌になった。
- 数字が苦手で難しいとあきらめた。
- 疾患を仕事場や地域に知られたくないため、障がい者枠の仕事はしたくない。
- 仕事では人に合わないように、朝6時から7時に勤めに行っている。
- てんかんの薬を飲むようになり、車の運転ができなくなり困っている。

③ 暮らしている場所について

(単位:人)

	持ち家	アパート等	公営住宅	間借り・住み込み	その他	合計
一人暮らし	9	4	7	1	2	23
同居	79	5	23	0	3	110
合計	88	9	30	1	5	133

④ 家族構成と利用サービスについて(複数回答)

(単位:人)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	生活介護	短期入所	施設入所	自立訓練
一人暮らし	3	0	0	0	0	0	0	0
同居	5	0	0	0	4	8	0	0
合計	8	0	0	0	4	8	0	0

	就労移行	就労支援A	就労支援B	就労定着	共同生活援助	自立生活援助	訪問介護	介護保険
一人暮らし	0	0	2	0	0	0	1	1
同居	0	0	24	0	0	0	6	3
合計	0	0	26	0	0	0	7	4

	金銭管理	病院デイ	町村事業	地域生活支援事業	相談支援	その他	計
一人暮らし	3	2	9	8	5	4	38
同居	5	4	14	27	34	13	147
合計	8	6	23	35	39	17	185

⑤ 今後のサービス利用量について

現在利用しているサービスを将来的に増やしたい方または今と同じくらい利用したい方が約9割います。

回答者の声

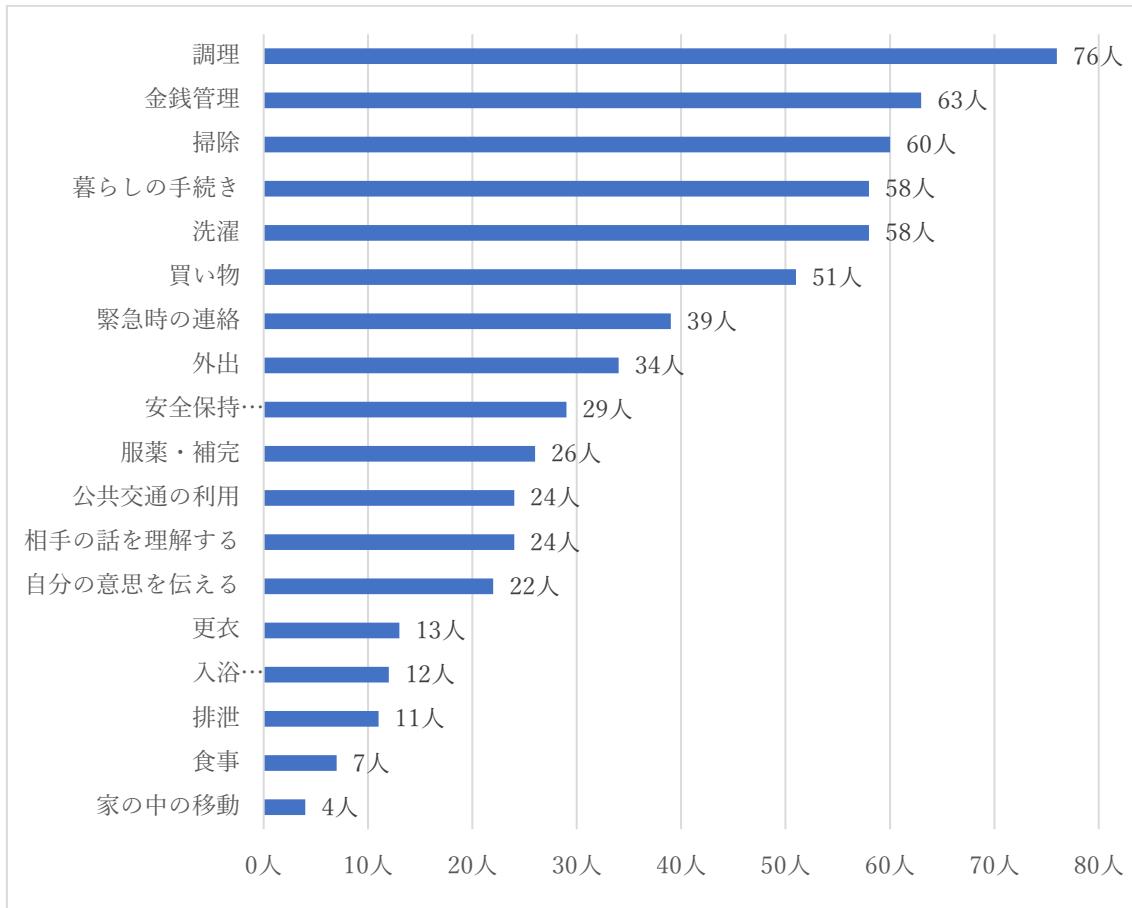
- 現在は家族と生活しているが、将来のことを考えると不安。
- 自立したい。グループホームに入って、自分でやってみたい。
- 近くにA型事業所があれば行ってみたい。将来的には一般就労したい。
- オムツの手当が欲しい。
- 車で送迎の支援があると良い。
- 大人になっても障がい児の時のままサービスが受けられる支援体制を希望。
- 手帳の等級によらず福祉用具などの活用が利用できたらよい。
- 近くにグループホームや施設がほしい。

⑥ 日常生活について

(単位：人)

区分	一人でできる		一人ではできない		合計
	できる	声かけがあればできる	一部介助	全介助	
調理	69	11	25	28	133
掃除	66	16	33	18	133
洗濯	79	14	24	16	133
排泄	116	3	9	5	133
更衣	118	2	6	7	133
入浴（洗身・洗髪）	110	7	6	10	133
外出	93	4	17	19	133
服薬・補完	93	17	12	11	133
買い物	86	10	15	22	133
金銭管理（生活費等）	62	12	29	30	133
自分の意思を相手に伝える	94	17	14	8	133
相手の話を理解する	93	18	15	7	133
緊急時の連絡	91	6	12	24	133
安全保持（戸締り・火の始末など）	101	9	6	17	133

⑦ 日常生活で家族が担っていること



⑧ 日中の過ごし方について (複数回答)

(単位:人)

	就労 52%			通所 9%		自宅 26%		その他 13%		合 計
	一般 就労	アル バイト	家の 手伝 い	作 業 所 で 働 く	病 院 テ イ ケ ア	地 域 の つ ど い	家 事 育 児	家 に 居 る	そ の 他	
身体障がい者	3	0	2	4	0	1	2	11	9	32
知的障がい者	7	3	2	14	1	5	3	5	7	47
精神障がい者	12	7	8	12	2	4	8	9	4	66
難 病	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
合 計	23	11	12	31	3	10	13	25	20	148

38人
理由

次頁⑨へ

⑨ 日中家にいる38人の理由について (複数回答)

(単位:人)

	病気療養中	年齢のため	人との付き合いが苦手	できる仕事がない	休職中訓練中	相談先がわからない
身体障がい者	2	0	0	0	0	0
知的障がい者	4	0	3	1	0	0
精神障がい者	12	1	10	4	1	0
難病	0	0	0	0	0	0
	18	1	13	5	1	0

	家事に専念している	仕事をする必要がない	働きたくない	その他	働きたいけど働けない	合計
身体障がい者	1	2	0	4	1	10
知的障がい者	1	1	0	1	1	12
精神障がい者	3	0	4	1	9	45
難病	0	0	0	0	0	0
合計	5	3	4	6	11	67

(複数回答)

理由

(人)

障がいが重い、病弱なため	3	家事・育児・介護のため	1
働く場が見つからない	4	障がいのある人に対する職場の理解が低い	0
賃金が低い等、労働条件が悪い	0	働くことが不安である	3
自分に合う(できる)仕事がない	5	その他	3
通勤が困難	2		

⑩ 外出の目的と頻度について (複数回答)

(単位:人)

	ほとんど毎日	週2~3回	週1回	月2~3回	月1回	年数回	外出しない	無回答
仕事	64	9	3	0	1	1	53	2
買い物	26	35	36	9	5	9	12	1
散歩	14	19	7	8	0	1	83	1
趣味・遊び	7	10	15	10	5	13	72	1
治療・リハビリ 通所サービス	0	3	11	19	57	35	8	0
サークル活動	1	6	10	1	3	12	99	1
各種手続き	0	0	1	3	3	62	64	0
合計	112	82	83	50	74	133	391	6

⑪ 外出の目的と交通手段について (複数回答)

(単位:人)

	徒歩	自転車	自分で運転	家族が運転	バス	タクシー	その他	合計
仕事	15	27	16	18	15	2	20	113
買い物	29	34	25	44	10	7	5	154
散歩	50	1	0	0	0	0	1	52
趣味・遊び	9	12	18	20	15	2	2	78
治療リハビリ 通所サービス	14	11	23	48	42	11	6	155
サークル活動	9	13	5	7	2	1	6	43
各種手続き	16	20	20	9	3	4	4	76
その他	4	3	5	6	5	2	4	29
合計	146	121	112	152	92	29	48	700

⑫ 週末(土日)の活動について(聞き取り)

- 平日の仕事に備えてゆっくり休む。
- 平日と同じ過ごし方。
- 家でテレビを観たり音楽を聴いたり、ゲームをして過ごす。
- 家族と外出、外食。
- 買い物や家事。

⑬ 困ったときの相談相手について (複数回答)

(単位:人)

	家族 親族	友人 知人	職場	相談 支援 事業所	民生 委員	役場 保健 師	医療 機関	その他	相談 しよ うと 思わ ない	相談 しよ うと わから ない	相談 先が わから ない	合 計
独居	14	8	0	10	0	5	6	7	3	0	0	53
同居	89	14	12	20	0	25	21	22	6	1	1	210
合計	103	22	12	30	0	30	27	29	9	1	1	263

「その他」

- ルミエールサロン
- ケアマネ
- ヘルパー
- ポラリス
- 社協
- JA の支援員
- 通所の事業所

⑭ 身の回りの介助や援護について (複数回答)

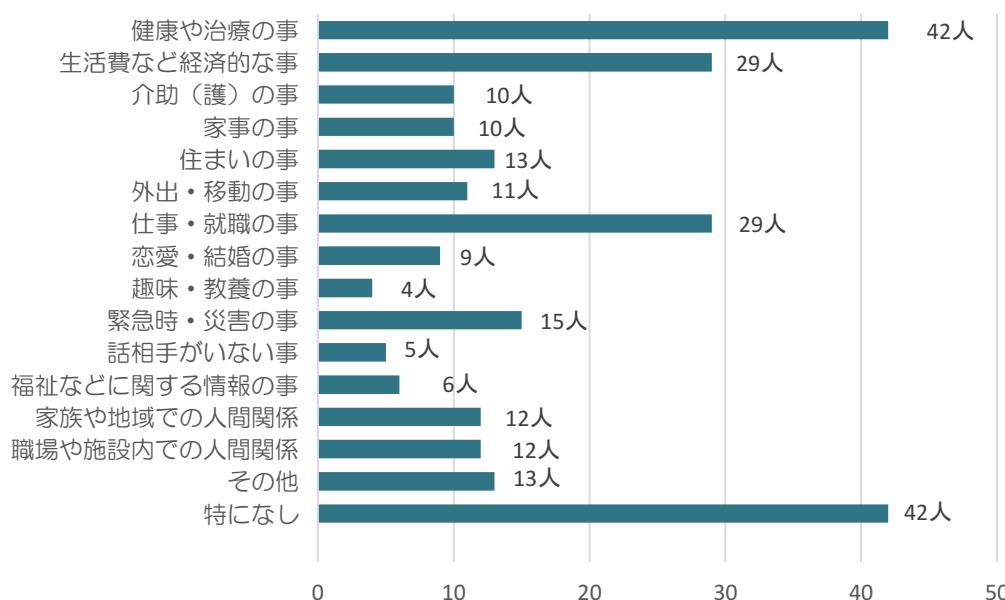
(単位:人)

	身 体 障がい者	知 的 障がい者	精 神 障がい者	難 病	合 計
身体能力的に介助してほしい	9	3	1	2	15
やる気が出ないので介助してほしい	0	1	4	0	5
生活習慣を身につけるための助言がほしい	0	4	5	1	10
介助量を増やしてほしい	3	0	3	0	6
今の介護や援護で間に合っている	1	22	22	1	46
介助がなくても一人ができる	13	13	31	0	57
その他	1	2	2	0	5
無回答	0	0	1	0	1
合 計	27	45	69	4	145

その他の声

- 自分ができないことを心配して言ってくれるのは理解できるが、指摘されると辛くなる。家族にはできるだけ心配や負担をかけたくない。
- 本人は「今の介護で間に合っている」と思っているが、家族は「生活習慣を身に付けるための助言が欲しい」と思っている。
- 料理を覚えたいのでヘルパーさんに調理を手伝ってほしい。
- よくわからない。

⑮ 心配なこと、悩んでいること、相談したいこと (複数回答)



回答者の声

○両親が老いたり、亡くなったりしたときのことを考えると、精神的に不安定になる。両親の死を受け入れられるか、葬儀費用、介護費用のこと。

○人と接するのが苦手なので、将来家族が死んでしまったら生きていける気がしない。

○一人になったときに連絡くれる人がいると安心。

○卒業後の受け入れ。通所サービスを利用したいがみつかっていない。

○今4時間しか働いていないが、これ以上延ばす自信がない。自分のペースをつかんでやれるように。ゆくゆくは長い時間働くようにしていきたい。

○休みの時に相談できるところが欲しい。仕事に継続していけるようになりたい。

○早く一般就労したいが、ブランクがあることへの焦りはある。

○清掃活動をしているときに理不尽な苦情を言ってくる人がいる。

○地震が起きた後の生活。避難所での生活（人の密度）（人がいっぱいいたら安心できない）

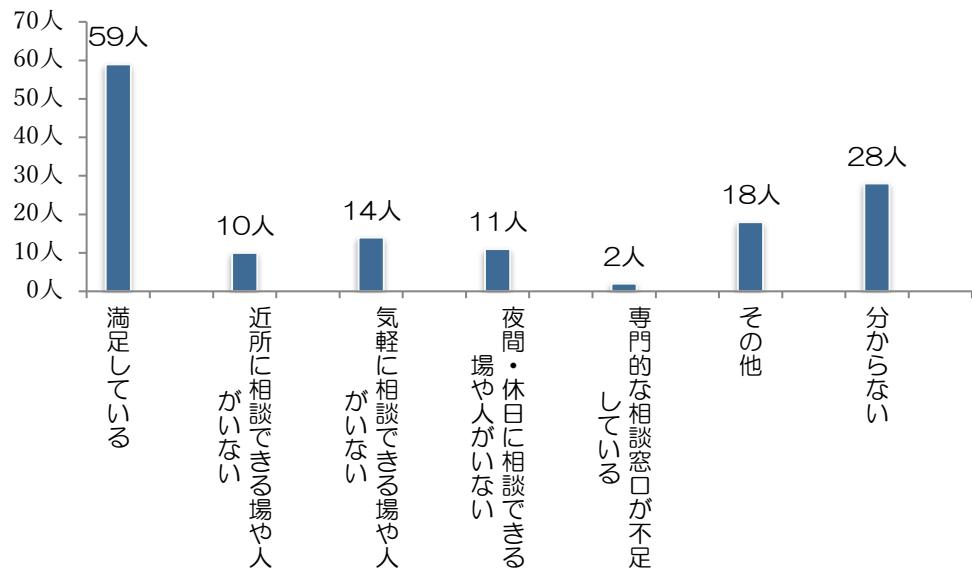
○身体的に緊急時すぐに動けないと思うので不安がある。

○自身の病気のことは先生に任せられないと思って、割り切っている。

○糖尿病があるので、健康面に心配がある。

○情報が入りにくい。マイナポイント第2弾の事も知らなかった。町のお知らせなど、オフトークから聞こえる分しか得られない。新聞、町の広報、店のチラシなどは娘に読んでもらうこともある。県からは点字の冊子が届くが・・・。

⑯ 困ったときの相談体制 (複数回答)



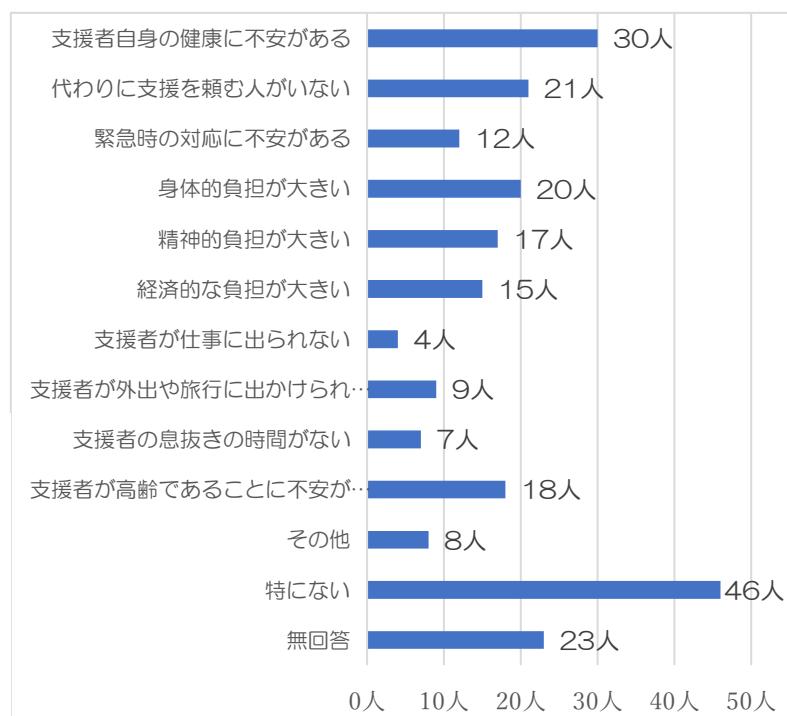
⑯ 支援者の状況（支援者とは、家族や親族、知人、公的サービス等を含みます）

支援者について感じていること（複数回答）

支援者の年齢	人数
40歳未満	3人
40～49歳	13人
50～59歳	27人
60～69歳	30人
70歳以上	34人

その他の声

- ・病気に対する理解がない
- ・心無い言葉ができる
- ・心配をかけたくない
- ・感謝している



⑯ 現在の介護者について

（単位：人）

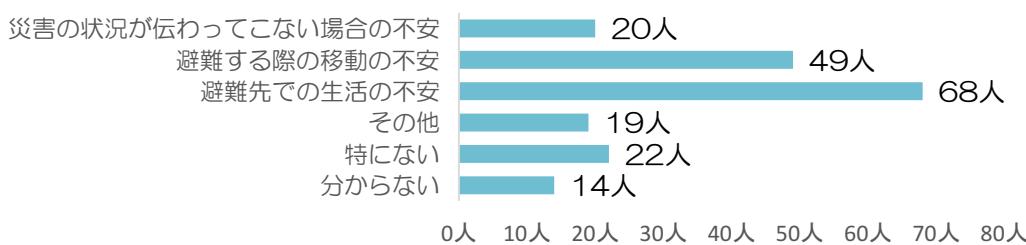
配偶者	11	友人 仲間	1
親 兄弟 祖父母	85	ホームヘルパー	5
子ども	3	その他	5
支援は受けていない	23	合 計	133

⑯ 現介助者が介助困難になった時について（複数回答）

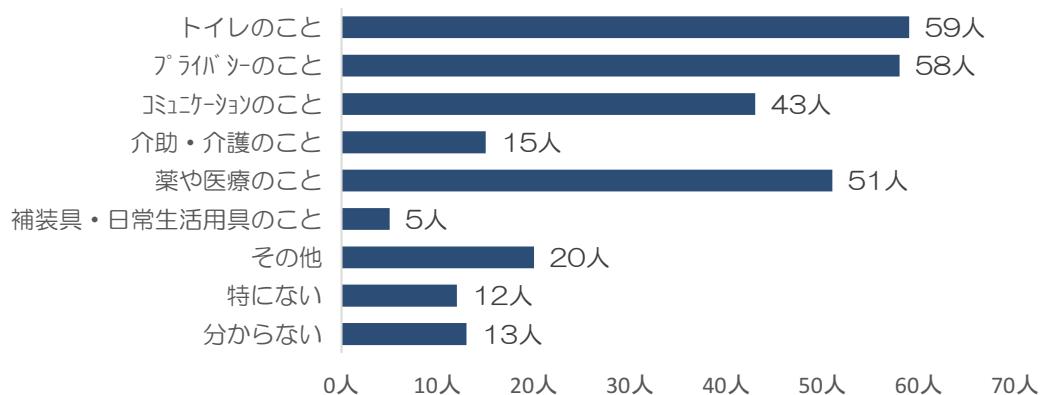
（単位：人）

同居の家族に頼む	17	一時的に入所や入院をする	13
別居の家族、親族に頼む	27	誰かに頼む	11
近所の人や友人に頼む	2	誰にも頼めない	13
公的サービスを依頼する	30	どうしたらいいかわからない	17

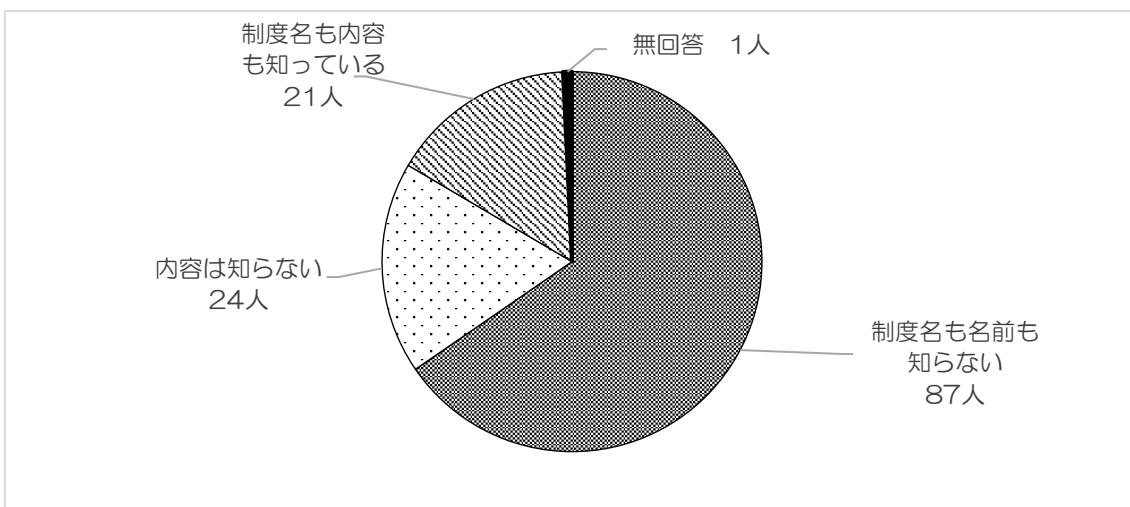
⑯ 地震や台風など災害時に困ること（複数回答）



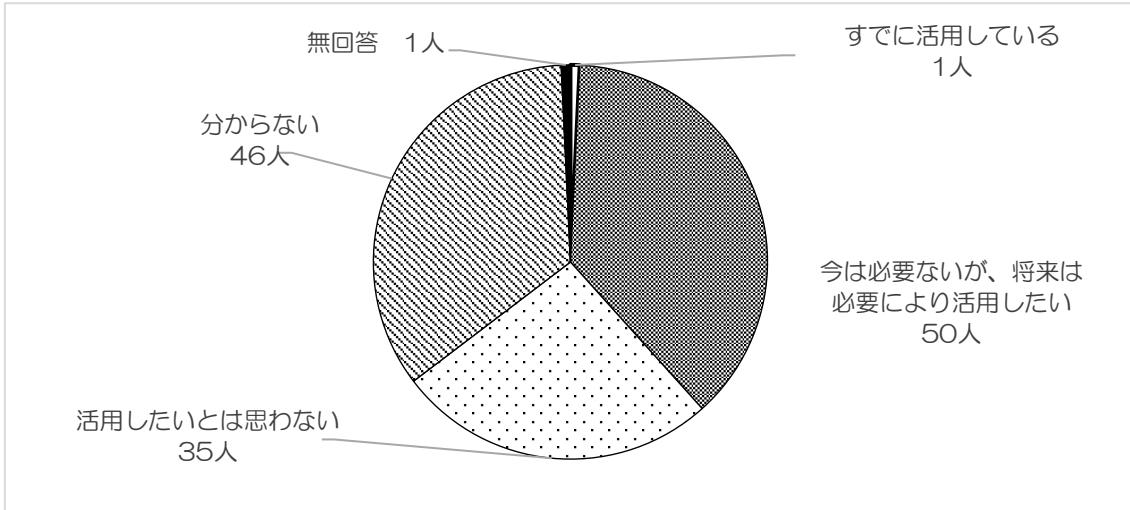
㉑ 災害時に、避難所などで具体的に困ると思うこと (複数回答)



㉒ 成年後見制度について



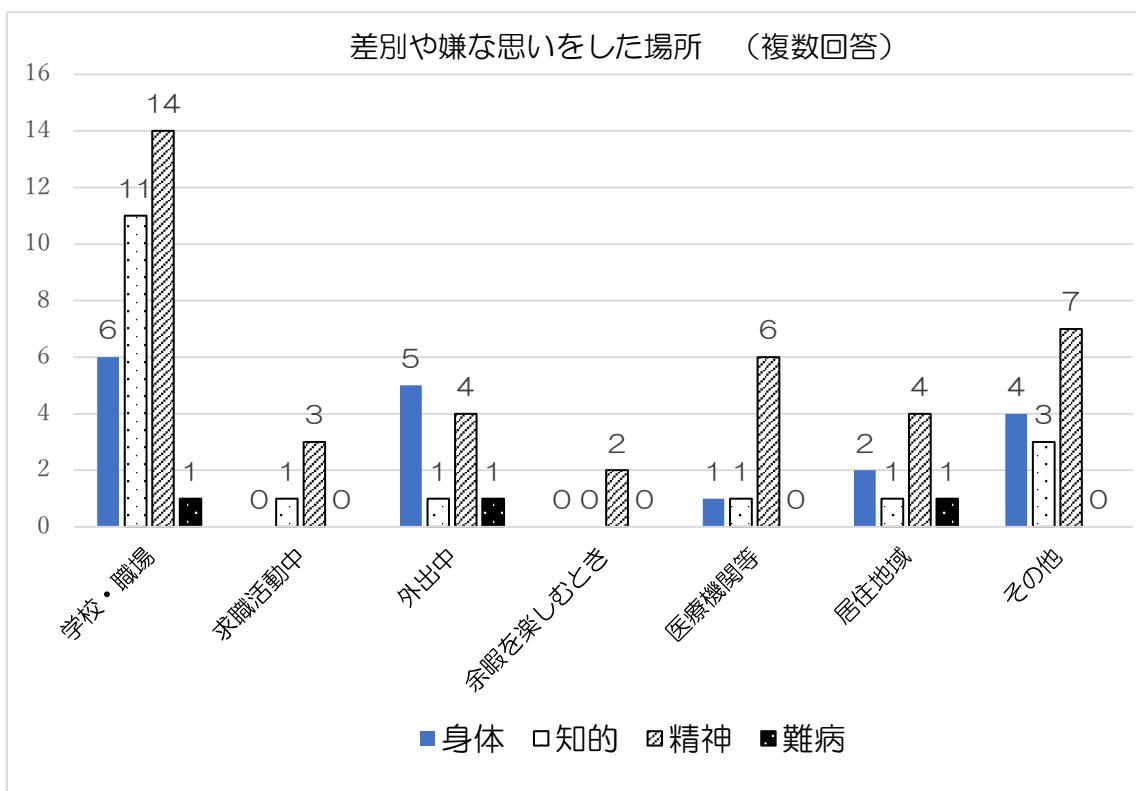
㉓ 成年後見制度の活用について



②4 障がいのある人に対する差別や嫌がらせの経験について

(単位:人)

	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	難病	計(割合)
あり	12	15	25	2	54 (41.2%)
なし	14	28	34	1	77 (58.8%)



その他の声

- ・家族
- ・あったかふれあいセンターの集いで無視された
- ・選挙の投票所
- ・施設入所中

第3章 施策の展開

1 ともに支えあうまちづくりの推進

《現状と課題》

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、現在進めている障がい者施策を実効性あるものとするためには、社会全体で障がいや障がいのある人への理解を深める基盤づくりが必要不可欠です。中芸地域では、少子高齢化、過疎化が進行しており、担い手がないことが課題となっています。住民と共に、地域交流会や講座をとおし、啓発事業や交流を進めており、障がいがあっても、高齢であっても”ともに”活動することで、「する」「される」だけでないお互い様の関係性が広がるきっかけとなり、住民同士の支え合いの関係「互助」が生まれています。住民の力をつなげ「支え手」「受け手」という関係性を超えて地域住民が「丸ごと」つながることが必要です。

障がいのある人に対する権利擁護や虐待の防止に向けた取組を推進するため、中芸広域連合を中心機関と定め、関係機関と連携して成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりに取り組んでいます。また、養護者や施設従事者による虐待は、密室において発生しやすく、被虐待者からは通報や相談がしづらいため、虐待通報・相談についての窓口の周知を図るとともに、窓口となる構成町村が早期に把握・対応する体制づくりが必要です。

《今後の取組》

(1) 障がい者差別解消の推進

障がいや障がいのある人に対する正しい理解や障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等の取組について一層の普及啓発を行います。

人権尊重の重要性について理解を深めていくための人権教育を推進するため、教育委員会と連携して取り組んでいきます。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

複雑化・複合化した課題に対応し、誰一人制度の狭間に陥ることのないよう、中芸地域の包括的な支援体制づくりが進むよう連携して取り組んでいきます。

(3) 権利擁護の推進・虐待防止

関係機関や地域のネットワークの更なる構築のため、養護者に対する相談支援や行政、専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくりに取り組みます。

高齢者や児童など他分野の虐待防止ネットワークとの連携により、多様化・複

複雑化する事案へ対応していきます。

2 いきいきと暮らせるまちづくりの推進

《現状と課題》

障がいの有無にかかわらず誰もが地域において、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通して多様な学びの場や文化芸術活動、スポーツ等の様々な機会に親しむための施策が必要です。これらの活動は、本人の生きがいや生活の質の向上につながるだけでなく、相互理解をもたらすことから、身近な地域で取り組める環境づくりが必要です。

《今後の取組》

(1) 理解と交流の促進

障がいのある人が地域の方たちと地域の中で、体験や経験をともに重ねることができます。同じ空間や時間を共に過ごすことで、「おたがいさま」の関係を体験し、お互いが理解しあえる関係性を目指します。

(2) 住民一人ひとりが力を発揮できる活動の充実

一人ひとりの特技を、地域の中で発揮できるように、参加しやすい多様な文化芸術活動やスポーツ等、社会参加できる環境づくりに向け、活動を支援する人材の育成や関係者のネットワークづくり等に取り組みます。

3 安心・安全のしくみづくり

《現状と課題》

障がいを持つ方をサポートする福祉サービスは多岐にわたり、複雑化しています。中芸地域には、2カ所の相談支援事業所があり、ケア会議を通じて、個別課題に対する支援方針を決定しています。また、個別の課題から地域の課題を整理し、地域生活支援拠点の充実強化や生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制を構築していく必要があります。

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、必要とする情報の取得又は利用のための手段を選択できることが求められています。特に近年、全国各地で頻発している自然災害への不安は高まっており、過去の大規模災害では、犠牲者の多くが高齢者や障がいのある人など配慮が必要な方々が多かったことから、災害等の発生といった非常事態に備え、情報の周知や十分な防災対策を講じておく必要があります。

中芸広域連合では、聴覚に障がいのある人へのコミュニケーション支援を担う手話通訳者の養成講座を実施しています。

中芸地域は、移動・交通手段の確保が難しく利便性が悪いため、買い物や通院など、生活に必要な移動は、家族の支援で支えられている部分が多く、中山間地域における移動手段の確保は喫緊の課題です。

現在、家族の介護により在宅で生活している障がいのある人や家族から、「親亡き後」の住まい等について、不安を感じている声が聞かれます。引き続き、地域で住み続けられるよう、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

《今後の取組》

(1) 相談支援体制の充実

障がいの特性や複合的な課題等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、基幹相談支援センターを拠点に関係機関や専門機関が連携した相談体制の充実に努めます。

(2) 情報の取得利用、意思疎通支援の充実

障がいのある人が、必要な情報を取得、利用できるように、障がい特性に応じた情報の提供に努めます。また、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援者の養成を行うなど支援体制の充実を図ります。

(3) 各種制度の周知

障がいのある人に対する年金や各種手当・減免制度等について、制度を知らないことが原因で不利益とならないよう構成町村と連携して周知・利用促進を図ります。

(4) 移動交通手段の確保と活用

バスや鉄道、各町村が運営するコミュニティバスのほか、民間の移送サービス等、地域の多様な輸送資源を総動員した移動手段の確保について、関係機関と連携しながら検討を進めます。

(5) 住宅の確保と環境の整備

身体の状況等に応じて、住宅改造の助成制度の活用や空き家・公営住宅の有効活用など地域で住み続けたい想いを実現するために、関係部署と連携しながら検討を進めます。

(6) 緊急時や災害時の体制の整備

災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保、医療、福祉サービスの継続等を行うことができるよう、関係機関等と連携しながら、障がいのある人や家族とともに、緊急連絡先や健康管理などの情報を共有したり、相談できる関係性を日常的に深めていきます。

4 ライフステージごとの施策

《現状と課題》

中芸地域は、人口減少や核家族化の進行とともに障がいのある人とその家族の高齢化も進む中、親亡き後の生活や障がいの重度化等に対する不安があります。将来、自立して住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けることができるよう、生涯における各段階に応じたきめ細かい支援を受けながら、自らの決定に基づき、日常生活及び社会参加への実現に向けて、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮できるよう、ライフステージを見据えた相談支援やサービス提供を早期から継続的に行っていく事が必要です。

《今後の取組》

(1) 乳児期から就学前までの施策

発達に気がかりのある子どもに対しては、乳幼児期から、必要な体験や支援を提供することにより、二次障がいの予防や軽減を図り、本来人間として大切な「生きる力」を身につけ、生活の幅を持つことができるよう取り組みます。そのためには、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、障がいの早期発見、早期支援が必要です。子どもの発達が気になった段階から、相談しやすい環境を整えながら支援していきます。

① 支援ニーズの早期把握

「発達が気になる」など、気がかりを感じた段階から、早期の対応や支援を行っていく事が重要です。訪問や健診、各種教室など関係機関とも役割分担や情報共有を図りながら、タイムリーにニーズの把握ができるように努めます。

② 一人ひとりの発達に応じた早期支援

保護者が、ひとりで悩むことのないように、子ども一人ひとりにあった発達を促し、自立を目指した支援・療育体制の充実を図ります。気がかりのある子どもに対しては、診断の有無に関係なく、発達支援のために児童発達支援センターを利用できるようにしていきます。

子どもの発達を保障するため、保育所や認定こども園と連携を取り、子どもの成長発達を確認しながら、今、必要な支援は何かを考え、共有していく事の重要性と保護者の気持ちに寄り添いながら一緒に考えていく体制をつくっていきます。

③ 関係機関との連携

障害児通所支援事業所や就園・就学先との情報交換を行い、それぞれに必要な支援方法の共有・検討を進めていきます。

(2) 学齢期の施策

地域の中で体験や経験を重ねながら、一人の人間として成長していく事ができるように、教育・保健・医療・福祉のそれぞれの機関が役割分担した切れ目のない支援体制が求められています。

① 一人ひとりのニーズに応じた体験の機会の確保

障害福祉サービスの利用の有無に関係なく、保護者や教育・保健・医療・福祉のそれぞれの機関と連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた体験や経験を重ねることができる地域活動につなげていきます。

② 共に学び合う教育

一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ仕組みを検討していきます。

③ 放課後対策の充実

一人ひとりの特性に応じた支援に取り組むために、必要に応じて学校、医療機関などの関係機関とも連携していきます。放課後等デイサービスや日中一時支援事業、長期休暇支援事業が連動した支援となるように、相談支援事業を活用し、学齢期に生活習慣やコミュニケーションなどの経験を重ねることができますようにしていきます。

④ 学齢期からの地域活動への参加

学齢期から子ども自身が地域生活支援事業等を活用し、地域の関係機関との関わりを持つ事ができる機会を確保していきます。また、学校や医療機関等子どもに関係している機関や保護者を含め、連携していくよう定期的に連絡会等を開催していきます。

(3) 学校卒業後から成人期の施策

① 適性や能力をいかした就労の場の確保

働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう関係機関がより効果的に連携し、障がいのある人の雇用への更なる理解促進や雇用機会の拡大、職場定着支援に取り組みます。また、地域の担い手となれるように、一人ひとりの持つ力を引きわめ、地域の中での就労も目指します。

② 社会参加・生涯学習活動の充実

余暇活動や、日中活動、地域交流、仲間づくりなど、生きがいの場づくりは多種多様です。あらゆる機関と連携して生活の充実に向けた活動ができるように取り組みます。

③ 地域生活支援の充実

自立した生活ができるように、本人の持つ能力を発揮できる体験を増やし、生活につながるようにしていきます。

(4) 高齢期の施策

① 障がい福祉制度と介護保険制度の連携

障害者手帳所持者の高齢化が進んでおり、障がい者と高齢者の施策の一体的・包括的なサービス提供が必要になってきています。サービスを必要とする高齢障がい者が、障がい者施策と高齢者施策の中から、適切なサービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実等、利用者支援に努めます。

(5) ライフステージ共通の施策

① 支援ニーズの早期発見

地域の関係機関や住民の気づきの段階から情報を把握することで、早期から必要な支援や手立てにつながるようにしていきます。また、関係機関とも情報共有し、切れ目のない相談、支援体制を整えていきます。

② 家族を含めたトータルな支援

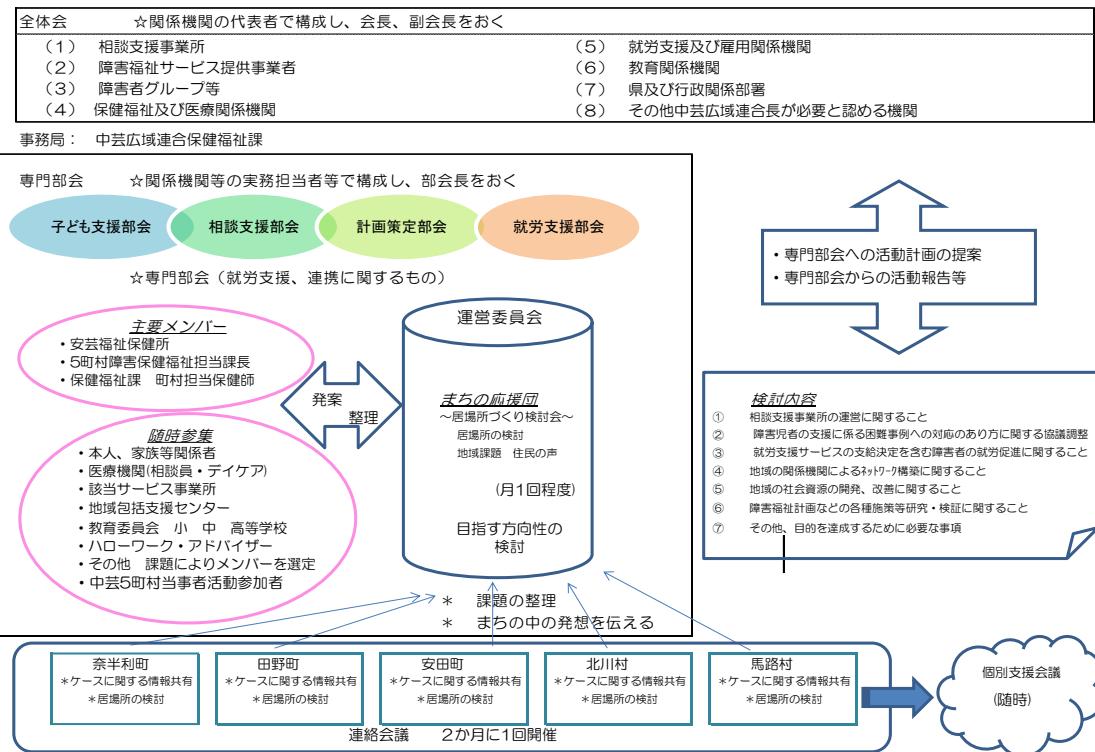
障がいのある人や子ども本人への支援はもとより、日々障がいのある人や子どもを支援している家族の介護負担の軽減、精神面のフォローなど、地域で家族が孤立しないよう、家族支援への配慮も大切にしていきます。家族の交流や意見交換のできる機会もつくっていきます。

第4章 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の把握、評価

中芸広域連合障害者自立支援協議会により、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

中芸広域連合障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



2 推進体制

構成町村関係各課の緊密な連携のもとに、一体となって本計画における各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見を反映できる機会を設定するなど、利用者の立場に立った障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

「障害」について

本計画では、障がいの「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。ただし、法令上やむを得ないものについては、漢字で表記しています。